

平成19年2月7日

株 主 各 位

埼玉県蕨市塚越5丁目5番3号
株式会社オプトエレクトロニクス
取締役社長 俵 政 美

第31回定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第31回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成19年2月21日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成19年2月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 埼玉県さいたま市中央区新都心3丁目2番
ラフレさいたま 櫓の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第31期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会
の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（平成17年12月1日から平成18年11月30日まで）
計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件
 - 第3号議案 取締役3名選任の件
 - 第4号議案 監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

◎代理人による議決権行使

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://home.opto.co.jp>）に掲載させていただきます。

◎株主総会終了後、株主様には会社説明会の場を設けておりますので、お気軽にご出席ください。

(提供書面)

事業報告

〔平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における当社グループの売上高は、91億40百万円となり、過去最高となりました。しかしながら、新型レーザモジュールエンジンを搭載した新製品を投入することが遅れたため、新製品効果を生むことができず、売上高は微増にとどまりました。

また、経常利益は7億59百万円となり前期比26.5%減、金額で2億73百万円の減少となりました。受注の繰り延べ等により売上高が微増にとどまったこと、及び一部販管費が増加したことにより減益となりました。当期純利益は、1億46百万円となり前期比77.9%減、金額で5億16百万円の減少となりました。これは、北海道芦別工場隣接地と不要設備の減損処理1億3百万円、及び繰延税金資産1億97百万円の取崩しの影響によるものです。

なお、当連結会計年度における目標であった新製品完成については、15機種を完成させることができました。当社の主力製品であるハンディスキャナ、定置式スキャナ（フィクスマウント）、ハンディターミナル、データコレクタすべてにおいて、新製品によるラインアップを終了することができ、来期に向けた事業基盤を整えることができました。

所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

日本国内は計画を下回りましたが、海外はほぼ計画した結果になりました。

日本国内におきましては、売上高は39億38百万円となり、前期比4.3%減、金額で1億78百万円の減少となりました。これは下期に予定しておりました数社の顧客先からの受注の繰り延べ等により減少したことが主な要因であります。

欧州・その他地域では、売上高は33億85百万円となり、前期比7.3%減、金額で2億67百万円の減少となりました。前連結会計年度は約4億円の特

別需要がありました。当連結会計年度は計画どおり推移しました。

米国においては、売上高は18億16百万円となり、前期比47.7%増、金額で5億86百万円の増加となりました。前連結会計年度欧州で実績のありましたデータコレクタが堅調に推移したことによるものです。

なお、所在地別の売上高を表で示しますと、次のとおりであります。

(単位：千円)

期別 所在地	第 29 期 平成16年11月期	第 30 期 平成17年11月期	第 31 期 平成18年11月期 (当連結会計年度)	前 期 比 (%)
日本国内	4,222,061	4,117,206	3,938,655	95.7
米 国	1,095,587	1,230,531	1,816,881	147.7
欧 州	2,983,659	3,470,160	3,097,295	89.3
アジア他	185,802	182,719	287,919	157.6
合 計	8,487,111	9,000,618	9,140,750	101.6

製品別販売実績を示すと、次のとおりであります。

当連結会計年度における製品区分の売上状況では、スキャナ製品の売上額は前連結会計年度に比べ34百万円減少（前期比0.8%減少）の40億88百万円となりましたが、ターミナル製品の売上額が前連結会計年度に比べ2億62百万円増加（前期比9.7%増）の29億73百万円となりました。また、モジュール・その他においては、88百万円減少（前期比4.1%減少）の20億78百万円の売上額となりました。

データコレクタ等のターミナル製品は、前連結会計年度に引き続いて順調に伸びています。

なお、製品別の売上高の状況は、次のとおりであります。

(単位：千円)

所在地 \ 期別	第 29 期 平成16年11月期	第 30 期 平成17年11月期	第 31 期 平成18年11月期 (当連結会計年度)	前 期 比 (%)
スキャナ	4,199,495	4,123,339	4,088,968	99.2
ターミナル	2,184,462	2,711,208	2,973,742	109.7
モジュールその他	2,103,154	2,166,071	2,078,039	95.9
合 計	8,487,111	9,000,618	9,140,750	101.6

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は12億7百万円で、その主なものは次のとおりです。

イ. 当連結会計年度中において取得した固定資産

 蕨新社屋 開発センター（建設仮勘定） 684,001千円

ロ. 当連結会計年度中において取得した金型 331,960千円

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における銀行からの借入金（長期借入金及び短期借入金の合計）は、前連結会計年度に比べ8億47百万円増加しました。調達資金の資金使途は、主に新社屋（開発センター）建設資金の一部6億84百万円及び運転資金です。

(2) 直前3連結会計年度の財産及び損益の状況

区 分	第28期 (平成15年11月期)	第29期 (平成16年11月期)	第30期 (平成17年11月期)	第31期 (当連結会計年度) (平成18年11月期)
売 上 高(千円)	6,868,117	8,487,111	9,000,618	9,140,750
当 期 純 利 益(千円)	320,907	710,225	663,106	146,411
1株当たり当期純利益(円)	77.09	169.44	129.69	27.93
総 資 産(千円)	8,078,072	11,020,081	11,419,501	13,689,157
純 資 産(千円)	2,121,520	3,940,850	4,756,079	5,180,892
1株当たり純資産額(円)	509.67	810.37	910.60	984.40

(注) 第31期より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号 平成17年12月9日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号 平成17年12月9日）を適用しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
Opticon, Inc.	米ドル 400,000	100%	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Europe B.V.	ユーロ 544,536	100%	自動認識装置の販売
Opticon S.A.S.	ユーロ 44,000	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Ltd.	英ポンド 40,000	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensoren GmbH	ユーロ 25,565	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Nordic AB	スウェーデンクローネ 100,000	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon S.R.L.	ユーロ 51,646	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensors Pty.Ltd.	豪州ドル 1,020,408	(100%)	自動認識装置の販売
Opticon Sensores S.L.	ユーロ 3,100	(100%)	自動認識装置の販売

(注) 議決権比率の()は、間接所有割合です。

(4) 対処すべき課題

① 日本国内

大手OEMメーカー向けの新型モジュールの販売は、第31期は順調に伸びませんでした。第32期は新型モジュールへの切り替えを積極的に推進してまいります。また、新型モジュール以外の新製品についても積極的に拡販します。

中小メーカー及び販売代理店に対しては、今回完成した新型スキャナ製品、新型ターミナル製品等を積極的に展開し、拡販します。

定置式スキャナ（フィクスマウント）については、第31期では比較的順調に推移しました。第32期では更なる拡販とシェア獲得ができるよう推進します。

② 海外における事業展開

海外につきましては、ほぼ会社計画の範囲で推移しております。

欧州・その他地域については、技術開発力を生かした新製品を市場に投入し、今後もシェア拡大のために傾注してまいります。

米国については、今後も引き続き成長できるように、米国市場に対応した新製品を投入していきます。

③ 開発戦略

第31期は第四次開発プロジェクトの成果である新型モジュールエンジン7機種と、それを搭載した新製品15機種を開発することができました。

今後は、販売の拡大が期待できる「PDAハンディ」の開発にも力を入れていきます。この製品は、第32期、第33期に大きく貢献する予定です。

また、第32期より第五次開発として、新型モジュールエンジンの開発をスタートさせます。

④ 生産体制

当社グループの経営理念は、製品の技術開発に特化することにより、企業の成長を図る。これに重要な視点を置いております。

生産体制については、製品及び技術力に見合った一貫外注工場を選定し、顧客ニーズにより対応するため納期短縮、品質管理、コスト対応、適正在庫管理の徹底等努力いたします。

(5) 企業集団の主要な事業内容（平成18年11月30日現在）

当社グループは、当社及び海外子会社9社で構成され、バーコードリーダー（モジュール、ハンディディスクャナ、モバイル・データコレクタ、ハンディターミナル、フィクスマウント）及びその他の周辺機器等の製造・販売、修理・サービス等を主たる業務としております。

(6) 主要な事業所（平成18年11月30日現在）

株式会社オプトエレクトロニクス	本社：埼玉県蕨市 川口事業所：埼玉県川口市 芦別工場：北海道芦別市 大阪営業所：大阪府大阪市西区
Opticon, Inc.	米国 ニューヨーク州
Opticon Sensors Europe B.V.	本社：オランダ ホーフドルフ 台湾支社：台湾 タイペイ
Opticon S. A. S.	フランス イッシー・レ・ムリノー
Opticon Ltd.	イギリス ルートン
Opticon Sensoren GmbH	ドイツ デーツェンバッハ
Opticon Sensors Nordic AB	スウェーデン イェルフエラ
Opticon S. R. L.	イタリア カステル・マッジョーレ
Opticon Sensors Pty. Ltd.	オーストラリア カリオン
Opticon Sensores S. L.	スペイン バレンシア

(7) 使用人の状況 (平成18年11月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
297 (34) 名	30 (11) 名

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
194 (30) 名	11 (13) 名	38.1歳	4.8年

(注) 使用人数は就業人員であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成18年11月30日現在)

借入先	借入額
株式会社埼玉りそな銀行	1,182百万円
株式会社みずほ銀行	1,084百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	955百万円
株式会社三井住友銀行	304百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項

(1) 株式の状況 (平成18年11月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 15,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,263,000株
- ③ 株主数 1,507名
- ④ 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を保有する大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
俵 政 美	1,180,100株	22.4%
株式会社俵興産	1,136,200	21.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	618,800	11.7

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (平成18年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	俵 政 美	Opticon, Inc. 代表取締役社長
取締役会長	志 村 則 彰	
取締役副社長	神 尾 尚 秀	Opticon Sensors Europe B.V. 代表取締役社長
常勤監査役	田 中 洋 一	
監査役	大 徳 宏 教	公認会計士・税理士 カシオ計算機㈱監査役 ㈱ウェザーニューズ監査役
監査役	穴 田 信 次	水戸証券㈱監査役 小津産業㈱監査役

(注) 監査役田中洋一氏、大徳宏教氏及び穴田信次氏の3名全員は社外監査役であります。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支給人員	支給額
取締役	3名	146,028千円
監査役	3名	16,800千円
合 計	6名	162,828千円

(注) 1. 株主総会の決議による報酬限度額（平成14年2月27日改定）

取締役 年額 200百万円

監査役 年額 40百万円

2. 当社取締役のうち2名はそれぞれ海外子会社の代表取締役を兼務しており、当該海外子会社から受け取っている役員報酬額は以下の通りです。

Opticon, Inc. 年額 200,308US \$

Opticon Sensors Europe B.V. 年額 170,125EUR

3. 当社は、使用人兼務取締役はおりません。

4. 取締役の報酬は、すべて社内取締役に対するものであり、社外取締役の報酬については、該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名 称 新日本監査法人

② 報酬等の額

	支払額
公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	14,000千円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	—
合計	14,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と証券取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。

- ③ 当社の重要な子会社のうち、Opticon, Inc.、Opticon Sensors Europe B.V. は、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法または証券取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

(注) 1. 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てております。

2. 売上高等の記載金額には消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	9,688,773	流動負債	7,149,452
現金及び預金	3,513,500	支払手形及び買掛金	2,469,742
受取手形及び売掛金	2,401,835	短期借入金	3,176,474
たな卸資産	3,156,973	未払法人税等	111,902
繰延税金資産	17,147	未払金	233,416
その他	630,918	未払費用	220,264
貸倒引当金	△ 31,602	その他	937,652
固定資産	4,000,383	固定負債	1,358,812
有形固定資産	3,490,004	社債	600,000
建物及び構築物	656,199	長期借入金	715,068
機械装置及び運搬具	138,977	繰延税金負債	43,744
工具器具及び備品	450,105	負債合計	8,508,265
土地	1,306,556	純資産の部	
建設仮勘定	938,165	株主資本	4,929,086
無形固定資産	280,692	資本金	759,630
ソフトウェア	53,881	資本剰余金	765,070
その他	226,811	利益剰余金	3,404,386
投資その他の資産	229,686	評価・換算差額等	251,805
投資有価証券	32,018	その他有価証券評価差額金	8,294
その他	197,667	為替換算調整勘定	243,510
資産合計	13,689,157	純資産合計	5,180,892
		負債・純資産合計	13,689,157

連結損益計算書

〔平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		9,140,750
売 上 原 価		4,332,041
売 上 総 利 益		4,808,708
販売費及び一般管理費		4,033,684
営 業 利 益		775,024
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	44,156	
為 替 差 益	30,139	
そ の 他	2,433	76,729
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	43,074	
た な 卸 資 産 除 却 損	12,031	
た な 卸 資 産 評 価 損	29,457	
そ の 他	7,473	92,036
経 常 利 益		759,717
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	5,575	5,575
特 別 損 失		
減 損 損 失	103,097	103,097
税金等調整前当期純利益		662,195
法人税、住民税及び事業税		311,097
法人税等調整額		204,686
当 期 純 利 益		146,411

連結株主資本等変動計算書

〔平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
平成17年11月30日 残高	750,850	756,290	3,271,032	4,778,172
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行	8,780	8,780		17,560
剰 余 金 の 配 当			△ 13,057	△ 13,057
当 期 純 利 益			146,411	146,411
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)				
連結会計年度中の変動額合計	8,780	8,780	133,354	150,914
平成18年11月30日 残高	759,630	765,070	3,404,386	4,929,086

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成17年11月30日 残高	9,778	△ 31,871	△ 22,093	4,756,079
連結会計年度中の変動額				
新 株 の 発 行				17,560
剰 余 金 の 配 当				△ 13,057
当 期 純 利 益				146,411
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△1,483	275,381	273,898	273,898
連結会計年度中の変動額合計	△1,483	275,381	273,898	424,812
平成18年11月30日 残高	8,294	243,510	251,805	5,180,892

連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- (1) 連結子会社の数 12社
- (2) 主要な連結子会社の名称 Opticon, Inc.、Opticon Sensors Europe B.V.、
Opticon S.A.S.、Opticon Ltd.、Opticon Sensoren GmbH、Opticon S.R.L.、
Opticon Sensors Nordic AB、Opticon Sensores S.L.、Opticon Sensors
Pty.Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は9月30日であります。

連結計算書類作成に当たっては、当該子会社の同日現在の財務諸表を使用しております。ただし、10月1日から連結決算日11月30日までの期間に発生した重要な取引については、連結決算上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- ① 時価のあるもの
連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 時価のないもの
移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ① 製品・仕掛品 個別法による原価法
- ② 原材料 移動平均法による原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

当社は定率法を、連結子会社は定額法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	4年～50年
機械装置及び運搬具	2年～11年
工具器具及び備品	2年～15年

② 無形固定資産

イ. ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年以内）に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法によっております。

ロ. その他の無形固定資産

定額法

(5) 繰延資産の処理方法

新株発行費

支出時に全額費用処理しております。

(6) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(7) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、在外子会社決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(8) 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) ヘッジ会計

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ただし、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

(10) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価方法は、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当連結会計年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税金等調整前当期純利益は103,097千円減少しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当連結会計年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、5,180,892千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

建	物	164,996千円
土	地	200,000千円
計		364,996千円

上記の物件は、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）169,770千円の担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 2,326,631千円

(減損会計に関する注記)

当連結会計年度において当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 用途	種類	場所	金額
遊休	土地	北海道芦別工場	66,600千円

(経緯)

上記土地については、北海道芦別工場の隣接地に工場等建設予定地として取得しましたが、生産体制等経営計画の変更により現在は遊休資産となっております。今後の利用計画もなく地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(回収可能価額の算定方法等)

遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により算出しており、固定資産税評価額を基礎として評価しております。

(2) 用途	種類	場所	金額
遊休	建設仮勘定（金型）	川口事業所	36,497千円

(経緯)

上記金型については、川口事業所における開発プロジェクトの仕様変更により、不要となった金型の帳簿価額を減額し、当該減少額（帳簿価額全額）を減損損失として特別損失に計上しました。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前連結会計年度末の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,223,000株	40,000株	一株	5,263,000株

(注) 発行済株式数の増加は、新株予約権の行使により、40,000株の新株発行を実施したことによる増加分であります。

2. 自己株式の数に関する事項

該当事項はございません。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成18年2月17日開催第30回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 13,057千円
- ・1株当たり配当金額 2円50銭
- ・基準日 平成17年11月30日
- ・効力発生日 平成18年2月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの平成19年2月22日開催第31回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・配当金の総額 52,630千円
- ・配当原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当額 10円
- ・基準日 平成18年11月30日
- ・効力発生日 平成19年2月23日

4. 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

該当事項はございません。

(1株当たり情報に関する注記)

- 1. 1株当たり純資産額 984円40銭
- 2. 1株当たり当期純利益 27円93銭

(重要な後発事象に関する注記)

平成18年12月27日に三井住友銀行から10億円、平成19年1月4日に埼玉りそな銀行から3億円、それぞれ運転資金として借入(期間1年)を実行しております。

なお、借入利率は各々1.095%、0.95%であり、無担保、無保証であります。

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年1月22日

株式会社オプトエレクトロニクス

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 渡 辺 憲 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 井 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの平成17年12月1日から平成18年11月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オプトエレクトロニクス及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当連結会計年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日企業会計基準適用指針第6号）を適用している。

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成18年12月27日に1,000,000千円、平成19年1月4日に300,000千円を借入により調達した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る監査役会の監査報告

連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第31期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視するとともに、会計監査人から報告を受け、必要に応じて説明を求め、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。なお、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年1月25日

株式会社オプトエレクトロニクス 監査役会

常勤監査役 田中洋一 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 大徳宏教 ㊟

社外監査役 穴田信次 ㊟

貸借対照表

(平成18年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	5,870,008	流 動 負 債	6,587,966
現金及び預金	1,269,642	支払手形	1,699,000
受取手形	328,826	買掛金	775,447
売掛金	1,315,430	短期借入金	2,620,000
製品	914,130	一年以内返済予定長期借入金	555,749
原材料	1,606,937	一年以内償還予定の社債	432,000
仕掛品	11,695	未払金	132,507
貯蔵品	2,896	未払法人税等	9,640
前渡金	117,950	未払費用	161,224
前払費用	23,830	その他	202,397
その他	280,269	固 定 負 債	1,320,714
貸倒引当金	△ 1,600	社債	600,000
固 定 資 産	4,071,891	長期借入金	715,068
有 形 固 定 資 産	3,132,700	繰延税金負債	5,646
建物	503,655	負 債 合 計	7,908,680
構築物	9,458	純 資 産 の 部	
機械装置	99,537	株 主 資 本	2,024,924
車両運搬具	4,843	資本金	759,630
工具器具及び備品	416,809	資本剰余金	765,070
土地	1,160,230	資本準備金	764,630
建設仮勘定	938,165	その他資本剰余金	440
無 形 固 定 資 産	270,782	利 益 剰 余 金	500,224
借地権	222,840	利益準備金	16,467
ソフトウェア	43,971	その他利益剰余金	483,756
その他	3,971	別途積立金	30,779
投資その他の資産	668,408	繰越利益剰余金	452,977
投資有価証券	38,018	評 価 ・ 換 算 差 額 等	8,294
関係会社株式	436,278	その他有価証券評価差額金	8,294
出資金	20	純 資 産 合 計	2,033,219
長期前払費用	1,267	負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,941,900
保険積立金	43,456		
敷金及び保証金	149,368		
資 産 合 計	9,941,900		

損 益 計 算 書

〔平成17年12月1日から
平成18年11月30日まで〕

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		6,263,658
売 上 原 価		3,883,291
売 上 総 利 益		2,380,366
販売費及び一般管理費		2,374,408
営 業 利 益		5,958
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	231	
そ の 他	2,326	2,558
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38,231	
た な 卸 資 産 除 却 損	12,031	
た な 卸 資 産 評 価 損	29,457	
そ の 他	12,330	92,050
経 常 損 失		83,533
特 別 利 益		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	7,400	7,400
特 別 損 失		
減 損 損 失	103,097	103,097
税 引 前 当 期 純 損 失		179,230
法人税、住民税及び事業税		12,330
法人税等調整額		197,495
当 期 純 損 失		389,057

株主資本等変動計算書

〔平成17年12月1日から〕
〔平成18年11月30日まで〕

(単位：千円)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				株 主 資 本 計	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計
						別 積 立 金	繰越利益 剰 余 金	剰余金		
平成17年11月30日 残高	750,850	755,850	440	756,290	16,467	30,779	855,091	902,338	2,409,478	
事業年度中の変動額										
新株の発行	8,780	8,780		8,780					17,560	
剰余金の配当							△ 13,057	△ 13,057	△ 13,057	
当期純利益							△389,057	△389,057	△389,057	
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	8,780	8,780	-	8,780	-	-	△402,114	△402,114	△384,554	
平成18年11月30日 残高	759,630	764,630	440	765,070	16,467	30,779	452,977	500,224	2,024,924	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成17年11月30日 残高	9,778	9,778	2,419,257
事業年度中の変動額			
新株の発行			17,560
剰余金の配当			△ 13,057
当期純利益			△ 389,057
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額(純額)	△ 1,483	△ 1,483	△ 1,483
事業年度中の変動額合計	△ 1,483	△ 1,483	△ 386,037
平成18年11月30日 残高	8,294	8,294	2,033,219

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関係会社株式 移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

3. たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 原材料 移動平均法による原価法

(2) 製品・仕掛品 個別法による原価法

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

建物	4年～50年
機械装置	2年～11年
工具器具及び備品	2年～15年

(2) 無形固定資産

① ソフトウェア

市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売可能期間（3年以内）に基づく定額法を採用しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法を採用しております。

② その他の無形固定資産

定額法

5. 繰延資産の処理方法

新株発行費

新株発行費は、支出時に全額費用処理しております。

6. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、金利スワップについて特例処理の条件を充たしている場合には特例処理を採用しております。

9. その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

1. 固定資産の減損に係る会計基準

当事業年度より「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これにより、税引前当期純損失が103,097千円増加しております。

2. 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当事業年度より「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、2,033,219千円であります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

関係会社に対する短期金銭債権 215,981千円

関係会社に対する短期金銭債務 3,860千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,904,209千円

3. 担保に供している資産

建物 164,996千円

土地 200,000千円

計 364,996千円

上記の物件は、長期借入金（1年以内返済予定の長期借入金を含む）169,770千円の担保に供しております。

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

(1) 売上高	2,325,002千円
(2) 仕入高	14,633千円

(減損会計に関する注記)

当事業年度において当社は、以下の資産について減損損失を計上しました。

(1) 用途	種類	場所	金額
遊休	土地	北海道芦別工場	66,600千円

(経緯)

上記土地については、北海道芦別工場の隣接地に工場等建設予定地として取得しましたが、生産体制等経営計画の変更により現在は遊休資産となっております。今後の利用計画もなく地価も著しく下落しているため、減損損失を認識いたしました。

(回収可能価額の算定方法等)

遊休資産の回収可能価額は正味売却価額により算出しており、固定資産税評価額を基礎として評価しております。

(2) 用途	種類	場所	金額
遊休	建設仮勘定（金型）	川口事業所	36,497千円

(経緯)

上記金型については、川口事業所における開発プロジェクトの仕様変更により、不要となった金型の帳簿価額を減額し、当該減少額（帳簿価額全額）を減損損失として特別損失に計上しました。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の数に関する事項

該当事項はございません。

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
たな卸資産評価損	29,981千円
繰越欠損金	69,696千円
投資有価証券評価損	6,245千円
研究開発費	49,851千円
減価償却費超過額	55,080千円
減損損失	41,754千円
その他	14,431千円
繰延税金資産小計	267,039千円
評価性引当額	△267,039千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△5,646千円
繰延税金負債計	△5,646千円
繰延税金負債の純額	△5,646千円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

該当事項はございません。

(1株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	386円32銭
(2) 1株当たり当期純損失	74円23銭

(重要な後発事象に関する注記)

平成18年12月27日に三井住友銀行から10億円、平成19年1月4日に埼玉りそな銀行から3億円、それぞれ運転資金として借入(期間1年)を実行しております。

なお、借入利率は各々1.095%、0.95%であり、無担保、無保証であります。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成19年1月22日

株式会社オプトエレクトロニクス

取締役会 御中

新日本監査法人

指 定 社 員 公 認 会 計 士 渡 辺 憲 雄 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公 認 会 計 士 福 井 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オプトエレクトロニクスの平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計方針の変更に記載されているとおり、会社は当事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用している。

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は平成18年12月27日に1,000,000千円、平成19年1月4日に300,000千円を借入により調達した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成17年12月1日から平成18年11月30日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、必要に応じて取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に掲げる体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。なお会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第159条各号に掲げる事項）を整備している旨の通知を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役会の職務遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成19年1月25日

株式会社オプトエレクトロニクス 監査役会

常勤監査役 田 中 洋 一 ㊟
(社外監査役)

社外監査役 大 徳 宏 教 ㊟

社外監査役 穴 田 信 次 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は52,630,000円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年2月23日といたしたいと存じます。

2. 剰余金処分に関する事項

減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	52,630,000円
---------	-------------

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「会社法（平成17年法律第86号）」、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）」、「会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）」及び、「会社計算規則（平成18年法務省令第13号）」が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

① 会社法の施行に伴い定款に定めがあるものとみなされた事項について、

変更案第4条（機関）、第7条（株券の発行）を新設するものであります。

② 公告方法を電子公告とし、あわせて事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を明確にするために、現行第4条（公告の方法）を変更案第5条（公告方法）のとおり変更するものであります。

- ③ 株主総会参考書類の情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができるように、変更案第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）を新設するものであります。
- ④ 議決権行使のための代理人の数を限定する旨、現行第15条（議決権の代理行使）を変更案第17条のとおり変更するものであります。
- ⑤ 取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に迅速に対応できる機動性のある経営体制を構築すること、また剰余金の配当等の事項を取締役会で決議できるようにするため、現行第19条（任期）を変更案第20条のとおり取締役の任期を2年から1年に短縮するとともに、変更案第39条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。
- ⑥ 書面または電磁的記録により、取締役会の決定を機動的に行うことができるようにするため、変更案第24条（取締役会の決議方法等）を新設するものであります。
- ⑦ 会計監査人が新たに会社の機関とされたことに伴い、その選任方法、任期および報酬等について変更案第6章会計監査人を新設するものであります。
- (2) その他会社法施行に伴う表現の変更、所要の変更を行うものであります。
- (3) その他定款全般について、表現の変更、条文の新設・削除、条数の整理等、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社オプトエレクトロニクスと称し、英文では、OPTOELECTRONICS CO., LTD. と表示する。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 電子機器、電気機器およびコンピュータ周辺機器の設計、開発、製造および販売 2. 損害保険の代理業務 3. 前各号に付帯する一切の業務 <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県蕨市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>公告の方法</u>)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、1500万株とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(<u>取締役会決議による自己株式の取得</u>)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(<u>機関</u>)</p> <p>第4条 <u>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p>(<u>公告方法</u>)</p> <p>第5条 当社の公告<u>方法は、電子公告とする。ただし事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数は、1500万株とする。</u></p> <p>(<u>株券の発行</u>)</p> <p>第7条 <u>当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(<u>自己の株式の取得</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>1 単元</u>の株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の<u>1 単元</u>の株式の数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>1 単元</u>の株式の数に満たない株式（以下「<u>単元未満株式</u>」という。）に係わる株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第8条 当社の<u>単元未満株式</u>を有する株主（<u>実質株主</u>を含む。以下同じ。）は、<u>株式取扱規則</u>に定めるところにより、その<u>単元未満株と併せて1 単元</u>の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第9条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>② <u>当社の名義書換代理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）ならびに<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、</u>当会社においては取扱わない。</p>	<p>(<u>単元</u>株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、<u>単元未満株式</u>に係わる株券を発行しない。ただし、<u>株式取扱規則</u>に定めるところについてはこの限りではない。</p> <p>(削 除)</p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第10条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>② <u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によつて定める。</p> <p>③ 当社の株主名簿（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）<u>、新株予約権原簿および株券喪失登録簿（以下「株主名簿等」という。）の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿等に関する事務は株主名簿管理人に委託し、</u>当会社においては<u>これを取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第10条 当会社の<u>株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当会社は、<u>毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において議決権を行使することのできる株主とする。</u></p> <p>② 前項のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によりあらかじめ公告のうえ、一定の日現在の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもって、その権利を行使することのできる株主または登録質権者とする。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会により取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当たる。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当会社は、<u>毎年11月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、<u>その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p> <p>② 前項のほか、必要がある場合は、<u>取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使すべき株主または登録株式質権者としてすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年12月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。</u></p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>② (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(決議)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>② 商法第343条に定める特別決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上で行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② 前項の株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</p>	<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところにしたがい、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第17条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第18条 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>就任後2年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>これに当たる。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の4日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開く</u>ことができる。</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 (員数)</p> <p>第18条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。 (削 除)</p> <p>(取締役会の招集および議長)</p> <p>第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>② 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>③ 取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を<u>開催する</u>ことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役)</p> <p>第21条 取締役社長は、会社を代表する。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を<u>定めることができる。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第22条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を<u>選任</u>し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選任</u>することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(取締役会議事録)</u></p> <p>第23条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役ならびに監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第22条 (現行どおり)</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議をもって会社を代表する取締役を<u>選定</u>することができる。</p> <p>(役付取締役)</p> <p>第23条 当社は、取締役会の決議をもって取締役の中から取締役社長1名を<u>選定</u>し、必要に応じ取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を<u>選定</u>することができる。</p> <p><u>(取締役会の決議方法等)</u></p> <p>第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを行う。</u></p> <p>② <u>当社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会規則)</p> <p>第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第25条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第27条 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第28条 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第29条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の</u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(監査役会の招集)</p> <p>第30条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(常勤監査役)</p> <p>第30条 監査役は、<u>互選により常勤の監査役を定める。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第31条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行うものとする。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(報酬)</p> <p>第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(常勤監査役)</p> <p>第31条 監査役会は、<u>その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第32条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(選任方法)</p> <p>第35条 <u>会計監査人は、株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第36条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算 (営業年度および決算期)</p> <p>第34条 当社の営業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの年1期とし、営業年度末日を決算期とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(利益配当)</p> <p>第35条 当社の利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対して支払う。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">(中間配当)</p> <p>第36条 当社は、取締役会の決議により毎年5月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下中間配当という。）を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">(会計監査人の報酬等)</p> <p>第37条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年12月1日から翌年11月30日までの1年とする。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第39条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。</u></p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第40条 当社の期末配当の基準日は、毎年11月30日とする。</p> <p>② <u>当社の中間配当の基準日は、毎年5月31日とする。</u></p> <p>③ <u>前項に定める場合のほか、当社は、配当の基準日を定め、剰余金の配当を行うことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>利益配当金および中間配当金</u>がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>② <u>未払の利益配当金および中間配当金には利息をつけないものとする。</u></p>	<p>(配当金の除斥期間等)</p> <p>第41条 <u>剰余金の配当は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。また、剰余金の配当には利息を付さない。</u></p> <p>(削 除)</p>

第3号議案 取締役3名選任の件

第2号議案が承認可決されますと、取締役全員（3名）は、本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
1	俵 政 美 (昭和23年5月11日生)	昭和47年4月 コロンビヤ貿易株式会社入社 昭和51年12月 当社設立 昭和52年3月 コロンビヤ貿易株式会社退社 昭和53年2月 当社代表取締役社長に就任 昭和59年3月 Opticon, Inc. 代表取締役に就任（現任） 昭和62年8月 Opticon Sensors Europe B.V. 代表取締役社長に就任 平成2年11月 同社代表取締役社長を退任 平成9年2月 当社代表取締役会長に就任 平成13年12月 当社代表取締役社長に就任（現任）	1, 180, 100株

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
2	志村 則彰 (昭和15年3月21日生)	昭和39年4月 カシオ計算機株式会社入社 平成3年6月 同社専務取締役就任 平成9年6月 同社退社 平成12年4月 当社入社、顧問に就任 平成12年9月 当社取締役就任 平成13年2月 当社取締役会長に就任(現任)	115,000株
3	神尾 尚秀 (昭和27年3月27日生)	昭和58年9月 Telecomet Inc. 入社 昭和59年9月 同社退社 昭和60年9月 Opticon, Inc. 入社 平成2年9月 Opticon Sensors Europe B.V. に移籍 平成2年11月 同社代表取締役社長に就任 (現任) 平成4年11月 当社取締役に就任 平成13年12月 当社取締役副社長に就任 (現任)	120,000株

(注) 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役大徳宏教氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

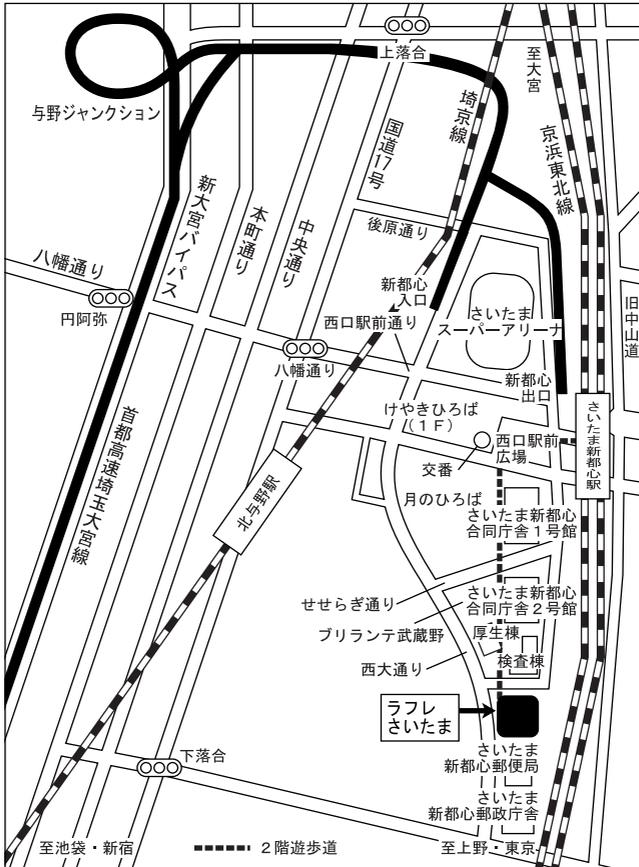
氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (他の法人等の代表状況)	所有する当社の株式数
大 徳 宏 教 (昭和20年5月9日生)	昭和44年3月 アーサー・アンダーセン&カンパニー入社 昭和52年12月 監査法人朝日会計社入社 昭和58年4月 監査法人朝日会計社退社 平成8年6月 カシオ計算機株式会社監査役に就任(現任) 平成9年8月 株式会社ウェザーニューズ監査役に就任(現任) 平成15年2月 当社監査役に就任(現任)	—

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以 上

株主総会会場ご案内図

埼玉県さいたま市中央区新都心三丁目2番
ラフレさいたま 櫛の間
電話 048 (601) 1111



■交通のご案内

- ・ J R京浜東北線・宇都宮線・高崎線「さいたま新都心駅」下車徒歩7分
- ・ J R埼京線「北与野駅」下車徒歩7分

※東北・上越新幹線をご利用の方は「大宮駅」でお乗り換えください。